

## 2020年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。（「平成31年度税制改正大綱」より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月14日開催の税制委員会で2020年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしました。その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日（単位会経由 全法連着4月24日締切）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（2・3ページ）を参考にいただければ幸いです。

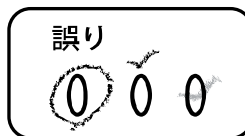
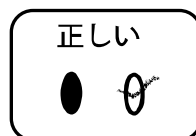
**\* 回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。**

### — 回答用紙記入に際しての注意点 —

#### 【選択肢】

正：○ を塗りつぶすか、✓ をつけて下さい。

誤：○ の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



#### 【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

#### 【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

## 1. 法人税

### 【改正の概要】

#### （1）中堅・中小企業による設備投資等の支援

- ①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制が延長等されます。
- ②中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度が創設されます。

#### （2）イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

- ①オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等が対象に追加されるとともに、控除上限が法人税額の10%（現行：5%）に引き上げられます。
- ②総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率が見直されるとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限が法人税額の40%（現行：25%）に引き上げられます。
- ③高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置が講じられた上で、高水準型が総額型に統合されます。

法人税では、中堅・中小企業による設備投資等の支援等や頻発する災害への対応について措置が講じられます。併せて、デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、研究開発税制が見直されます。

## 2. 事業承継税制

### 【改正の概要】

#### （1）個人事業者の事業承継税制の創設等

新たな個人事業者の事業承継税制が、10年間の時限措置として創設（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）されます。

- ①事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額が納税猶予されます。
- ②法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保します。

#### （2）事業用小規模宅特例の見直し

現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化が行われます。

高齢化が急速に進展する中で、個人事業者の事業承継を促進するため、新たな個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

### 3. 個人所得課税

#### 【改正の概要】

##### (1) 住宅ローン控除の拡充

消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間が3年延長（10年⇒13年）されます。11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。

住宅に係る措置として、消費税率引上げ後の購入にメリットが出るよう、住宅ローン控除が拡充されます。

### 4. その他

#### 【改正の概要】

##### (1) ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われます。

##### (2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置が講じられます。

##### (3) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

①教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や使途の見直し等が行われる一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限が2年延長されます。

②結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定が行われ、適用期限が2年延長されます。

##### (4) 車体課税の見直し

①2019年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率が引き下げられます。

②自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率等の適用区分が見直されます。

③環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

④エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等が見直されます。

車体課税について、消費税率引上げ後に購入した新車から自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、需要が平準化されます。また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、消費税率引上げ後1年間の措置として環境性能割の税率が1%分軽減されます。

**問1 法人税／法人実効税率**

我が国の法人実効税率は29.74%（資本金1億円超の企業の場合）ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。アメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。そして、フランス（現行 33.33%）でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25%となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

「課税ベースの拡大」とは、法人課税のかかる範囲や対象を広げること。今般の我が国の税率引き下げに際しては、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、外形標準課税の拡大や欠損金繰越控除の見直し等、大企業を対象にした改正が行われ、代替財源が確保されました。

**問2 個人所得課税／配偶者控除**

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等）が行われました。今般の改正の効果（パート等の就業調整）について、**事業者の立場から**、どのように考えますか。

- ① 就業調整の解消等に効果があった
- ② 就業調整の解消等にはつながらなかった
- ③ わからない
- ④ その他

**問3 事業承継／事業承継の時期**

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっています。あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。

- ① 5年以内
- ② 6～10年以内
- ③ 10年以上先
- ④ すでに事業承継を終えた
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

**問4 事業承継／事業承継税制**

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める
- ③ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ④ その他

**問5 消費税／軽減税率制度**

2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① レジスターなど新たな設備投資
- ② ソフトウェアの変更や新規購入
- ③ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 繁雑な経理処理
- ⑥ 適正な価格表示
- ⑦ 特に問題なく対応できる
- ⑧ まだ軽減税率制度への対応について検討していない
- ⑨ その他

飲食料品の取扱い（販売）がない事業者についても、仕入れや経費に軽減税率対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

**問6** 消費税／価格転嫁

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定です。あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。

- ① 全額転嫁できる
- ② 大部分は転嫁できる
- ③ 一部しか転嫁できない
- ④ 全く転嫁できない
- ⑤ その他

**問7** 消費税／価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（2021年3月31日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率の導入が予定されていることを踏まえ、価格表示について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- ① 総額表示にすべき
- ② 外税表示にすべき
- ③ 価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

**問8** 消費税／適格請求書等保存方式

2023年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ わからない
- ④ その他

**問9** 消費税引き上げの景気への影響

2019年10月の消費税率引き上げに当たっては、経済への影響を抑制するため、住宅や自動車に係る税制措置のほか、ポイント還元やプレミアム付商品券の発行など財政面でも対策が講じられます。消費税率引き上げによる当面の景気への影響についてどう考えますか。

- ① 対策の効果により、景気は良くなると思う
- ② 一定の効果はあるが、景気は現状と変わらないと思う
- ③ 対策の効果はなく、景気は悪化すると思う。
- ④ わからない
- ⑤ その他

**問10** 財政健全化

国と地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出しています。政府は、基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延期しましたが、財政健全化についてどう考えますか。

- ① 厳しい財政規律のもと、歳出・歳入一体的改革により取り組むべき
- ② 経済成長による税の自然増収を中心に、柔軟に対応すべき
- ③ わからない
- ④ その他

基礎的財政収支（プライマリーバランス）とは、税金・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけまかなえているかを示す指標のこと。

**問11** 社会保障制度

「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる2025年には、医療と介護の給付費急増が見込まれています。さらに、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2018年度121兆円）に上ると試算されています。少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

**問 12** 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 広域行政による効率化
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他